

公立大学法人高崎経済大学情報公開規程

平成23年度

規程第77号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学が管理する行政文書に係る高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長部局の例)

第2条 条例の施行については、高崎市情報公開条例施行規則（平成15年高崎市規則第3号）の規定の例による。ただし、高崎経済大学学則（平成23年度規程第1号）第14条及び高崎経済大学大学院学則（平成23年度規程第2号）第11条に規定する入学者の選考に係る情報の公開に関し必要な事項については、学長が別に定める。

(報告)

第3条 理事長は、毎年4月末日までに前年度の行政文書公開の状況を市長に報告するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定は、平成23年度の行政文書に係る報告から適用し、平成22年度の行政文書に係る報告については、高崎市情報公開条例施行規則の規定の例による。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の日前に高崎市情報公開条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされたものとみなす。